

○財務省告示第三百六十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年十月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十一月九日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第二百二十回）

二 発行の根拠 平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に

の法律及びその条項 第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

ロ

国 債 市 場
特 別 参 加
者 第 I 加
非 入 格 競
争 及 び 国
行 入 札 発
債 第 II 非
別 参 加 者
・ 第 II 非

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争

額 面 金 額 で 九 千 九 百 九 十 八 億 円

う ち 平 成 二 十 二 年 度 に お け る

財 政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行 の

特 例 に 関 す る 法 律 第 二 十 一 條 の

項 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付

千 四 百 十 二 億 二 千 二 百 十 四 万

円 特 別 十 億 二 千 二 百 十 四 万

十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行

し た 利 付 国 債 に つ い て は 一 億 四 千

後 に 行 わ れ る 札 面 特 別 参 加 者 の 財
務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 の
ご と に 応 募 限 額 を 定 め る も の の 特
に よ り 発 行 一 下 国 債 市 場 特 別 参 加
別 参 加 者 第 II 非 入 格 競 争 入 札
発 行 と い う。

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り
も の か ら そ の 応 募 額 を 割 り
当 て る 。 各 申 込
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申
募 限 度 の 額 の 範 囲 に お い て 各 申
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

二十 十九 十八 十七 十六 十五
 払 者 入 払 元 償 償
 込 者 札 場 利 還 還
 期 参 所 金 金 期
 日 加 支 額 限
 後 第
 の 二
 利 期
 子 以

平成二十二年十月二十六日
 財務大臣から通知を受けた者
 日本銀行
 額面金額百円につき百円
 平成四十二年九月二十日
 る利子を支払う。
 いて、その日以前六月間に属す
 日を支払期とし、各支払期にお
 毎年三月二十日及び九月二十

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 下 は 期 た 期 平 控 得 は 出 に 住 時 額 金 に の
 定 、 、 が 金 と 成 除 税 外 した は 者 に 額 金 に の
 す 次 、 そ の 銀 額 し 二 除 の 国 した は 者 に 額 金 に の
 期 号 及 び 第 行 額 を 十 三 する 税 法 金 前 又 は 者 にお だ 百 算 出 して は
 日 十 六 号 日 に 休 支 次 の 年 年 年 率 人 額 記 外 国 取 得 当 二 十 金 額 前
 につ 十六 号 日 に 業 払 算 式 三 月 月 月 乘 適 該 算 人 法 算 得 者 該 国 債 を 発 行 金 額 算 式
 いて 同 じ 。

十四 初期利子